

町の情報はみんなの財産です

町では町民の皆さんと情報を共有するため、情報提供の取り組みを進めています。

◆情報は財産です

情報は町民の皆さんと行政の共有財産です。

知りたいときに自由に知りえることと、行政が積極的に公開することは、開かれたまちづくりの基本です。

情報公開制度は「町民の知る権利」を尊重するとともに、「情報の公開を請求する権利」を保障し、町と町民との信頼関係を深め、公正で開かれた町政を推進することを目指して、平成12年度から実施しています。

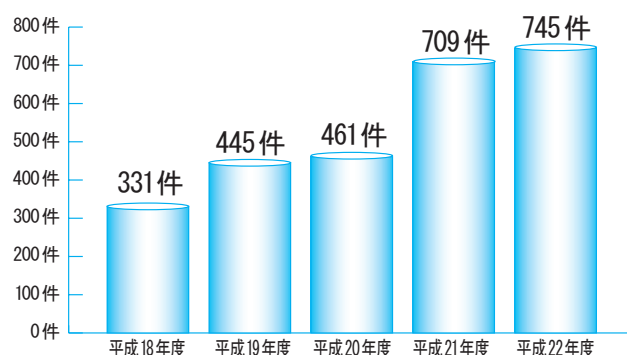
公開請求をできる方

情報は町内に住む方に限らず、だれでも請求することができます。

公開請求の手続き

公開請求は所定の請求書で請求してください。郵送やファクシミリによる請求はできますが、口頭や電話による請求はできません。

◆情報公開開示状況



◆平成22年度の公開状況

項目	件数
介護保険の認定に関するもの	731件
建築計画・開発行為に関するもの	6件
小学校の建築に係る調査報告に関するもの	1件
職員・臨時職員の給与・手当等に関するもの	2件
物件の所有に関するもの	5件
合計	745件

請求された情報は、該当書類の存在しない4件と、法令秘情報のため公開できない2件以外は、2週間以内に開示または部分開示となりました。

町の取り組み

情報の公開請求を待つだけでなく、積極的に情報を提供することに取り組んでいます。

広報紙による情報提供

「広報まくべつ」では重要施策や予算・決算状況などをお知らせしています。

ホームページによる情報提供

町のホームページや各コミュニティセンター等に設置しているキヨスク端末で、インターネット議会中継や各種制度などの情報を発信しています。

審査会の開催

情報公開・個人情報保護審査会は、情報の公開・非公開の決定に対する不服を審査する機関です。不服の申し立てがなくとも毎年開催し、制度の運用についての意見などをお聞きし、情報公開制度がより良くなるよう努めています。

会議の公開

執行機関や附属機関の会議は、原則的に公開しています。傍聴できる会議は、広報まくべつや町のホームページでお知らせしています。

附属機関の委員の公募

情報の共有とともに政策決定の段階から町民参加を進めるため、「幕別町まちづくり町民参加条例」を平成12年度に制定し、14の附属機関のうち、定数の3割を公募により選任しています。

昨年度は5つの附属機関で11人の方に委嘱しました。今年度は4つの附属機関で12人の方を委嘱する予定です。

問い合わせ先

総務課総務係 (☎【幕】54-6608)